平成２３年（再イ）第１４号
鹿児島県阿久根市波留3116番地４　県営諏訪団地１号棟305号
再生債務者　若松　哲也
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月23日まで
平成24年３月26日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２３年（再イ）第７６号
広島県東広島市八本松町米満464番地４小早川ハイツ204号、申立時の住所広島市安佐北区白木町大字井原992番地の１
再生債務者　武田　正弘
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月26日まで
平成24年３月29日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第８１号
熊本市菅原町２番20―２号　市住１―３
再生債務者　吉田　清子
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月26日まで
平成24年３月29日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第９８号
熊本市花園６丁目13番51号
再生債務者　阿部　直人
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月26日まで
平成24年３月29日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第１０１号
熊本市保田窪１丁目11番60号
再生債務者　宮崎　恭子
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月26日まで
平成24年３月29日
熊本地方裁判所民事第１部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２３年（再イ）第４９号
愛知県犬山市梅坪３丁目21番地１　マルベリー犬山VI303
再生債務者　渡部　頼和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月28日
名古屋地方裁判所一宮支部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２３年（再イ）第８２号
佐賀県佐賀市若宮２丁目14番１号
再生債務者　山下　真澄
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成24年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。
平成24年３月28日
佐賀地方裁判所民事部破産係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第２８３号
大阪府高槻市川西町１丁目25番３号
再生債務者　中野　誠
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年７月13日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成24年３月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再イ）第３２号
静岡県静岡市駿河区東新田３―32―20シャトー駿河202号室、住民票上の住所静岡県浜松市北区都田町7720番地の87
再生債務者　清友　真一
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年10月14日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年３月30日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第１１０号
奈良県大和郡山市長安寺町361番地
再生債務者　浅田生花店こと　浅田　忠史
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年３月29日　奈良地方裁判所

平成２３年（再イ）第９９号
川崎市川崎区池上町10番４号
再生債務者　山下　忍
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年３月30日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（再イ）第９８号
愛知県碧南市塩浜町８丁目１番地１　トヨタ自動車株式会社アリビオ衣浦１棟409号
再生債務者　堀江　渉
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年３月30日
名古屋地方裁判所岡崎支部

小規模個人再生による免責決定

平成２４年（モ）第３００１号
川崎市多摩区登戸3095番地
再生債務者　鬼塚　修二
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成24年３月29日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第２号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目17番12号
再生債務者　芝谷　明信
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年４月19日まで
4　一般異議申述期間　平成24年４月26日から平成24年５月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第５号
青森県弘前市大字桜林町２番地２
再生債務者　齋藤　健二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年４月19日まで
平成24年３月29日　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（再ロ）第６号
兵庫県宝塚市口谷西３丁目29番地の51
再生債務者　岡田　勉
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年４月19日まで
平成24年３月29日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（再ロ）第１４号
高知市みづき２丁目1619番地
再生債務者　曽我　陸男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年４月27日まで
平成24年３月30日
高知地方裁判所民事部個人再生係